（仮称）富谷市協働のまちづくり推進指針（案）に係るパブリック・コメント実施要領

１　趣 旨

（仮称）富谷市協働のまちづくり推進指針の策定にあたり，より実効性の高い内容とするために（仮称）富谷市協働のまちづくり推進指針（案）を公表し，広く市民の皆さまなどからご意見を募集するものです。

２　パブリック・コメントの対象

（仮称）富谷市協働のまちづくり推進指針（案）

３　意見の募集期間

令和２年１１月２５日（水）～令和２年１２月１５日（火）まで（２１日間）

４　公表・閲覧

⑴　市のホームページに掲載します。

<http://www.tomiya-city.miyagi.jp/>

⑵　閲覧場所

富谷市総務部市民協働課（市役所２階）

富谷市総合窓口（市役所１階）

富谷市各出張所窓口

５　意見を提出できる方

⑴　市民の方

⑵　市内に通勤・通学している方

⑶　市内に事務所等のある個人・法人，その他の団体の方

６　意見の提出方法

　　別紙様式「パブリック・コメント記入用紙」により以下のいずれかの方法により提出してください。

⑴　持参・郵送（必着）の場合

　　　　〒981-3392　富谷市富谷坂松田30番地

富谷市総務部市民協働課　あて

⑵　ファクシミリの場合

０２２－３５８－２２５９

⑶　電子メールの場合

[kyoudou@tomiya-city.miyagi.jp](mailto:kyoudou@tomiya-city.miyagi.jp)

７　パブリック・コメントの公表時期

　　令和３年１月中旬までに市のホームページに掲載

８　その他

⑴　市民の方は，氏名，住所，連絡先を必ず記入してください。お寄せいただいた個人情報は，他の目的には一切使用しません。また，市内に通勤・通学の方がご意見を提出される場合は，事業所・学校等の名称及び所在地を必ず記入してください。

⑵　お寄せいただきましたご意見の内容（氏名，住所，連絡先を除きます。）及びご意見に対する回答を市のホームページなどで公表させていただく予定です。また，類似の意見については集約する場合があります。

⑶　お寄せいただきましたご意見に対する個別の回答は行いませんので予めご了承ください。

⑷　電話及び口頭でのご意見は，聞き取り誤りなどにより正確性を欠く恐れがあることから，応じられませんので予めご了承ください。

９　問合せ先

富谷市総務部市民協働課

（電話　０２２－３５８－３２５０）

**【パブリック・コメント記入用紙】**

（仮称）富谷市協働のまちづくり推進指針（案）について，ご意見等がございましたら，本用紙にご記入のうえ，下記までご送付ください。

宛　名：富谷市総務部市民協働課　行き

送付先：方法１「メール」　[kyoudou@tomiya-city.miyagi.jp](mailto:kyoudou@tomiya-city.miyagi.jp)

　　 方法２「ＦＡＸ」　022-358-2259

方法３「郵　送」　〒981-3392　富谷市富谷坂松田30番地

|  |  |
| --- | --- |
| **件　　名** | **（仮称）富谷市協働のまちづくり推進指針（案）** |
| **住所または所在地**  **（電話番号）** | **（　　　　　　　　　　　　　　）** |
| **（フリガナ）**  **氏名または団体名** | **（　　　　　　　　　　　　　　）** |
| **(住所等が市外の場合)**  **勤務先または学校名** |  |

|  |
| --- |
| **意　見　内　容**  **（ご意見とその理由などについてご記入ください。）** |
|  |

（記載にあたっては，裏面の留意事項をご覧ください）

（留意事項）

・市民の方は，**氏名，住所，連絡先（電話番号）を必ず記入してください**。お寄せいただいた個人情報は，他の目的には一切使用しません。また，市内に通勤・通学の方がご意見を提出される場合は，**事業所・学校等の名称及び所在地を必ず記入してください**。

・お寄せいただきましたご意見の内容（氏名，住所，連絡先を除きます。）及びご意見に対する回答を市のホームページなどで**公表させていただく予定です**。

・お寄せいただきましたご意見に対する**個別の回答は行いません**ので予めご了承ください。

・**電話及び口頭での意見応募には応じられません**ので予めご了承ください。

　≪お問合せ先≫

　　　富谷市総務部市民協働課　電話　０２２－３５８－３２５０